改正後	改正前
中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在） ［表略］ （記載上の注意） 1　［略］ 2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。） ［(4)・(5)　略］ (6)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項 ［(7)～(13)　略］ (14)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項 (15)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項 (16)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項 ［(17)・(18)　略］ ［３～７　略］ 中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） ［略］ 中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） 〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 ［略］ 第２　［略］	中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在） ［同左］ （記載上の注意） 1　［同左］ 2　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。） ［(4)・(5)　同左］ (6)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項 ［(7)～(13)　同左］ (14)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項 (15)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項 (16)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第117条、第118条及び第221条に規定する事業分離に関する事項 ［(17)・(18)　同左］ ［３～７　同左］ 中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） ［同左］ 中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） 〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 ［同左］ 第２　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提	（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提

第明治三十五種郵便物認可